

④領収書等以外に必要な書類

※一度提出した書類は、事情の変更がない限り、再度提出する必要はありません。

	領収書等以外に提出が必要な書類	左記書類で確認する項目
1 婚礼 に係る費用	○戸籍謄本 等	○婚姻の事実 ○入籍の年月日(入籍日の1年前の日以後に支払われる費用であること)
2 家賃等 に係る費用	○戸籍謄本 等 ○賃貸借契約書の写し ○住民票の写し(賃貸借契約書の写しで代用できる場合は不要)	○婚姻の事実 ○入籍の年月日 ○賃貸借契約の締結日(入籍日の1年前の日から入籍日以後1年を経過する日までの締結日であること、領収書等の支払年月日が賃貸借契約締結日以後3年を経過する日までの支払であること) ○当該賃貸物件への入居の事実
3 引越し に係る費用	○戸籍謄本 等 ○住民票の写し	○婚姻の事実 ○入籍の年月日 ○転居の事実 ○転居日付(転居日が、入籍日の1年前の日から入籍日以後1年を経過する日までの転居であること)
4 不妊治療 に係る費用 (配偶者名義の領収書等 の場合のみ)	○住民票の写し 等	○配偶者の氏名 ○配偶者との続柄
5 妊娠 に係る費用 (配偶者名義の領収書等 の場合のみ)	○住民票の写し 等	○配偶者の氏名 ○配偶者との続柄
6 出産 に係る費用	○住民票の写し 等 (配偶者名義の領収書等の場合のみ) ○子の戸籍謄本 母子健康手帳の写し 等	○配偶者の氏名 ○配偶者との続柄 ○出産の事実 ○出産の年月日(受贈者の出産日以後1年を経過する日までに支払われる費用であること)
7 産後ケア に係る費用	○住民票の写し 等 (配偶者名義の領収書等の場合のみ) ○子の戸籍謄本 母子健康手帳の写し 等	○配偶者の氏名 ○配偶者との続柄 ○出産の事実 ○出産の年月日(受贈者の出産日以後1年を経過する日までに支払われる費用であること)
8 子の医療費 に係る費用	○住民票の写し、子の戸籍謄本 等	○子の氏名 ○子の生年月日(領収書等の支払年月日において、子が未就学児であること) ○受贈者との続柄
9 子の育児 に係る費用	○住民票の写し、子の戸籍謄本 等	○子の氏名 ○子の生年月日(領収書等の支払年月日において、子が未就学児であること) ○受贈者との続柄